

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業

基本協定書(案)

令和6年5月

静岡県伊豆の国市

## 伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業 基本協定書

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業（以下「本事業」という。）に関して、伊豆の国市（以下「発注者」という。）と、〇〇（以下「代表企業」という。）を代表企業とする企業グループを構成する末尾当事者（優先交渉権者）欄に記名押印した各社（以下総称して「優先交渉権者」という。また、当該企業グループのうち、建設工事を請け負うことが予定されている代表企業、〇〇及び〇〇を総称して、「建設企業」といい、設計・施工監理業務を受託することが予定されている〇〇（以下「設計企業」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 発注者及び優先交渉権者は、以下の各事項を目的として本協定を締結する。

- (1) 本事業に関し公表された「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業 募集要項」（その後の修正及びこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）に基づき、優先交渉権者が、本事業の優先交渉権者として選定されたことを確認すること
- (2) 以下の各契約の締結に向けた発注者及び優先交渉権者の義務を定めること
  - ① 発注者と建設共同企業体（第3条に定義する。）が締結することを予定している建設工事に係る建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）
  - ② 発注者と設計企業が締結することを予定している設計・施工監理業務に係る業務委託契約（以下「委託契約」といい、請負契約と総称して、「事業契約」という。）
- (3) 本事業の円滑な実施等に必要な各当事者の協力義務及び諸手続き、その他必要な事項について定めること

### （当事者の義務）

第2条 発注者及び優先交渉権者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 優先交渉権者は、本事業の公募手続における発注者並びに伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重するものとする。

### （共同企業体の結成）

第3条 建設企業は、請負契約の締結に先立ち、優先交渉権者が本事業に応募するに当たって、発注者に対して提出した書類（参加表明書、事業実施体制に係る書面、見積書、工事概要に関する事項に係る書面、設計の考え方に関する事項に係る書面、施工計画に関する事項に係る書面を含むが、これらに限らない。以下「事業者提案」という。）並びに発注者が定める特定建設工事共同企業体取扱要綱に則り、建設企業の全てを結成当事者とする共同企業体（以下「建設共同企業体」という。）を結成するものとし、建設共同企業体の結成

及び運営に関し、共同企業体協定書（以下「企業協定書」という。）を締結のうえ、これを維持するものとする。

（企業協定書の変更等）

第4条 優先交渉権者は、企業協定書を締結した後、速やかに、その写しを発注者に対して提出するものとする。その後、企業協定書のいずれかを変更したときには、優先交渉権者は、速やかに変更後の企業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（本事業の実施）

第5条 本事業に関し、優先交渉権者は、建設工事については建設共同企業体が実施し、設計・施工監理業務については設計企業が実施するものとする。

- 2 優先交渉権者は、自己が実施を担当する工事・業務を誠実に遂行するものとする。
- 3 優先交渉権者は、発注者の事前の書面による承諾がない限り、第1項の本事業に関する自己の担当業務を第三者に委託又は請け負わせてはならないものとする。

（優先交渉権者の相互協力義務）

第6条 優先交渉権者は、建設企業であるか、設計企業であるかを問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、事業者提案に従い、相互に誠実に協力しなければならない。

- 2 建設企業は、事業者提案に従って本事業を円滑に実施するため、請負契約を締結する前においても、設計企業が委託契約を履行するに当たって必要な事項（設計企業が本事業に係る設計を行うに当たって必要な情報提供を含むが、これに限らない。）につき、設計企業に誠実に協力するものとする。ただし、建設企業は、発注者との間で明示的な合意をしない限り、かかる協力をするに当たって要した費用及び報酬を、発注者に対して請求することはできない。

（事業契約の締結）

第7条 発注者及び設計企業は、令和6年 月 日までに、事業者提案に従い、委託契約を締結するものとする。

- 2 発注者及び建設共同企業体は、事業者提案に記載した時期（ただし、遅くとも令和6年12月27日とする。）を目途として、事業者提案及び本事業の設計書その他委託契約の成果物に従い、請負契約を締結するものとする。

（準備行為）

第8条 優先交渉権者は、事業契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で優先交渉権者に対して協力するものとする。

(事業契約の不調)

第9条 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、令和 年 月 日までに設計企業が、令和 年 月 日までに建設共同企業体が、正当な理由なく事業契約を締結しない場合又は事業契約を締結しない意向を発注者に通知した場合、当該正当な理由なく事業契約を締結しない者は、事業者提案に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10%に相当する金額を違約金として発注者に対して支払うものとする。

(有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業期間の満了日を終期とし、この期間は、発注者及び優先交渉権者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。
  - 3 前2項の定めにかかわらず、委託契約締結後、請負契約が締結に至らなかった場合には、本協定のうち、委託契約及び設計企業に関する部分は有効に存続する（ただし、委託契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。）ものとし、建設企業及び建設共同企業体に関する部分は終了するものとする。
  - 4 前2項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条の定めは有効に存続するものとする。

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、優先交渉権者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 優先交渉権者のいずれかが次のいずれかに該当するとき
  - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約又は請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ。）が暴力団員等（伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）（以下、「条例」という。）第2条第3号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき
  - ② 暴力団（条例第2条第1項に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき

- ⑥ 公正取引委員会が、優先交渉権者のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき
  - ⑦ 公正取引委員会が、優先交渉権者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき
  - ⑧ 優先交渉権者（優先交渉権者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人のいずれかが刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき
- (2) 事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき
- ① 再委託契約、下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方が (1) の①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - ② 優先交渉権者が、(1) の①から⑤までのいずれかに該当するものを再委託契約、下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合 ((2) の①に該当する場合を除く。) に、発注者が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求め、優先交渉権者がこれに従わなかったとき

(秘密保持等)

第 12 条 発注者及び優先交渉権者は、本協定又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持及び管理するものとし、本協定に別段の定めがある場合を除いては、秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならないものとする。また、発注者及び優先交渉権者は、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的に秘密情報を使用してはならない。

2 以下の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に既に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していた情報
- (3) 開示の後に、発注者又は優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことができない事由により公知となった情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び優先交渉権者が前項に基づく秘密保持の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、発注者及び優先交渉権者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 発注者が秘密保持契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 優先交渉権者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規程を遵守するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 13 条 優先交渉権者は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供すること、その他一切の処分を行ってはならないものとする。

(管轄裁判所)

第 14 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 15 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、発注者及び優先交渉権者は誠意をもって協議により解決するものとする。

以上の証として、本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年 月 日

(発注者) 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1  
伊豆の国市長 山下 正行

(優先交渉権者) (代表企業・建設企業)

所在地

商号又は

名称

代表者

印

(建設企業)

所在地

商号又は

名称

代表者

印

(建設企業)

所在地

商号又は

名称

代表者

印

(設計企業)

所在地

商号又は

名称

代表者

印